

新潟県森林組合森林施業受託事業資金利子補給金交付要綱

	昭和 55 年 5 月 31 日付け林第 676 号 新潟県農林水産部長通達制定
改正	昭和 56 年 4 月 14 日付け林第 384 号 新潟県農林水産部長通達
改正	昭和 57 年 4 月 26 日付け林第 493 号 新潟県農林水産部長通達
改正	昭和 58 年 4 月 25 日付け林第 449 号 新潟県農林水産部長通達
改正	昭和 61 年 4 月 18 日付け林第 83 号 新潟県農林水産部長通知
改正	昭和 62 年 4 月 8 日付け林第 27 号 新潟県農林水産部長通知
改正	平成 4 年 4 月 16 日付け林第 67 号 新潟県農林水産部長通知
改正	平成 6 年 1 月 20 日付け林第 797 号 新潟県農林水産部長通知
改正	平成 6 年 5 月 19 日付け林第 137 号 新潟県農林水産部長通知
改正	平成 8 年 6 月 28 日付け林第 330 号 新潟県農林水産部長通知
改正	平成 14 年 4 月 1 日付け林第 136 号 新潟県農林水産部長通知
改正	平成 15 年 3 月 28 日付け林第 1010 号 新潟県農林水産部長通知
改正	平成 23 年 6 月 1 日付け林第 286 号 新潟県農林水産部長通知
改正	令和 3 年 1 月 8 日付け林第 828 号 新潟県農林水産部長通知

(趣 旨)

第 1 知事は、林業の振興を図るため、市町村長及び知事が適当と認める森林組合森林施業受託事業資金（以下「受託事業資金」という。）の借受森林組合に対し市町村が利子補給金を交付する場合に、当該資金を融資する融資機関に対し予算の範囲内において利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和 32 年新潟県規則第 7 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(利子補給契約)

第 2 第 1 の利子補給は、知事が融資機関との間に別記第 1 号様式による新潟県森林組合森林施業受託事業資金利子補給契約を締結して行うものとする。

(受託事業資金)

第 3 受託事業資金の貸付対象経費は、森林組合が組合員から委託を受けて行うおおむね 5 ヘクタール以上の造林に要する労務費（以下「造林事業費」という。）並びに 10 ヘクタール以上の下刈り、除伐及び間伐に要する労務費（以下「保育事業費」という。）とする。

2 受託事業資金を借り入れることができる者は、組合員から委託を受けて森林施業を行う森林組合であって、当該受託事業資金の借入れ及び市町村が行う 0.9 パーセント以上の利子補給について当該市町村長の承認を受けたものとする。

3 受託事業資金の融資機関は、新潟県森林組合連合会とする。

4 受託事業資金の 1 森林組合に対する貸付限度額は、次のそれぞれ低い額の合計額とする。

(1)造林事業費

ア 1ヘクタール当たりの標準労務費（受託事業実施年度の前年度の私有林造林事業標準単価）に組合員から委託を受けた面積を乗じて得た金額

イ 40,000 千円

(2)保育事業費

ア 1ヘクタール当たりの標準労務費（受託事業実施年度の前年度の私有林造林事業標準

単価)にそれぞれ組合員から委託を受けた面積を乗じて得た金額の合計額
イ 50,000 千円

5 受託事業資金の利子補給期間は、貸付実行日から起算して9か月以内とする。

6 受託事業資金の貸付金利は、年6.5パーセント以内とする。

7 受託事業資金の貸付金額は1万円単位とし、1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(交付基準)

第4 受託事業資金の利子補給率は、年0.9パーセントとする。

2 受託事業資金の利子補給金の額は、融資期間(利子補給期間を超える場合は、利子補給期間)における融資平均残高(計算期間中の毎日の最高残高(延滞額を除く。))の総和を年間の日数(閏年についても365日とする。)で除して得た金額とする。)に対し前項の利子補給率を乗じて得た金額の合計額とする。

(受託事業資金融資承認申請等)

第5 融資機関は、受託事業資金として融資し利子補給を受けようとする場合には、知事の承認を受けなければならない。

2 融資機関は、前項により承認を受けた後に各借受者に対する貸付予定額を変更する場合は、貸付実行日前に知事の承認を受けなければならない。

(交付の条件)

第6 この利子補給金は、融資機関が事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の翌年度から起算して5年間保管しておくことを条件として交付するものとする。

(利子補給の承認申請)

第7 融資機関は第5の1の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第2号様式による森林組合森林施業受託事業資金融資承認申請書1部を知事に提出しなければならない。

(交付申請書)

第8 規則第3条第1項の規定による申請書は、別記第3号様式のとおりとし、1部を7月末日までに知事に提出しなければならない。ただし、交付決定の変更を申請しようとする場合は、別記第3号様式の2によるものとする。

(実績報告)

第9 規則第12条の規定による実績報告書は、別記第4号様式のとおりとし、1部を4月20日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には市町村の利子補給金の額の確定通知書の写しを添付しなければならない。(変更の承認申請)

第10 融資機関は、第5の2の規定により知事の承認を受けようとする場合は、別記第5号様式による森林組合森林施業受託事業資金変更承認申請書1部を知事に提出しなければならない。

(申請の取り下げ)

第11 規則第7条の規定による期日は、利子補給金の交付決定通知を受理した日から起算して15日を経過した日とする。ただし、知事が必要と認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

(概算払)

第12 融資機関は、概算払いによる利子補給金の交付を受けようとするときは、別記第6号様式による概算払請求書1部を知事に提出するものとする。

2 知事は、概算払いの請求があったときは内容を審査し、適当と認めるときは、概算払いすることができる。

附 則

この要綱は、昭和55年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 56 年 4 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 57 年 4 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 58 年 4 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 61 年 4 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 62 年 4 月 8 日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成 4 年 4 月 16 日から施行する。

附 則

1 改正後の要綱は、平成 6 年 1 月 20 日から実施し、平成 5 年度の利子補給金から適用する。

2 改正後の要綱の実施の際、改正前の要綱の規定に基づき提出されている書類は、改正後の要綱の規定に基づき提出されたものとみなす。

附 則

改正後の要綱は、平成 6 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 8 年 6 月 28 日から施行し、平成 8 年度の利子補給金から適用する。

2 改正後の要綱を施行する際、改正前の要綱の規定に基づき提出されている書類は、改正後の要綱の規定に基づき提出されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行し、平成 14 年度の利子補給金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行し、平成 15 年度の利子補給金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 8 日から施行する。

別記

第 1 号様式

新潟県森林組合森林施業受託事業資金利子補給契約書

新潟県（以下「甲」という。）と新潟県森林組合連合会（以下「乙」という。）とは、新潟県森林組合森林施業受託事業資金利子補給金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に規定する資金（以下「受託事業資金」という。）に係る利子補給について、次の条項を契約する。

第 1 条 甲は、乙の融資に係る受託事業資金につき、交付要綱に定めるところにより、乙に対して利子補給金を交付する。

第 2 条 甲が行う利子補給は、乙の受託事業資金融資承認申請に基づき甲が受託事業資金融資承認通知書を交付したのものについて行うものとする。

第 3 条 乙は、前条の承認通知書の交付を受けたときは、速やかに受託事業資金の貸付けを行わなければならない。

第 4 条 甲が乙に対して交付する利子補給金の額は、交付要綱第 4 により算出した額とする。

第 5 条 乙は、甲に対して利子補給金の交付を申請しようとするときは、交付要綱第 8 に定めるところにより申請書を提出しなければならない。

第 6 条 甲は、乙から前条の申請書を受領し、適当と認めたときは、速やかに利子補給金を交付するかどうかを決定するものとする。

第 7 条 乙は、常に甲の利子補給に係る貸付債権の保全に必要な注意を払わなければならない。

第 8 条 甲は、甲の利子補給に係る受託事業資金を借り受けた者が当該資金を借入の目的以外の目的に使用したときは、乙に対する利子補給を打ち切ることができるものとする。

2 甲は、乙がその責めに帰すべき理由により、この契約又は交付要綱の規定に違反したときは、乙に対する利子補給を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

第 9 条 乙は、甲の利子補給に係る受託事業資金の融資に関し、甲が報告を求めた場合又は甲の職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

第 10 条 この契約の内容を変更しようとするときは、そのつど甲乙両者が協議して定めるものとする。

第 11 条 この契約に疑義を生じたとき又はこの契約の定めのない事項については、甲乙両者の協議により定めるものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

年 月 日

新潟市中央区新光町 4 番地 1

甲 新潟県

代表者 新潟県知事

印

新潟市西区曾和 521 番地 3

乙 新潟県森林組合連合会

代表理事長

印

第2号様式

森林組合森林施業受託事業資金融資承認申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

住 所
名 称
代表者 職 氏 名

森林組合森林施業受託事業資金を別表のとおり貸し付けたいので、承認されるよう新潟県森林組合森林施業受託事業資金利子補給金交付要綱第5及び第7の規定により申請します。

別表

貸付期間 { 造林 月 日 (~ 月 日
 (日間)
 保育 月 日 (~ 月 日
 (日間)

借受森林組合	造林事業資金			保 育 事 業 資 金							組合希望借入額	貸付予定額	市町村利子補給率	県利子補給金額
	事業計画 A	事業資金 A×[] B	組合希望借入額 C	事業計画			事業資金							
				下刈り D	除 伐 E	間 伐 F	下刈り D×[] D	除 伐 E×[] E	間 伐 F×[] F	小 計 G				
	ha	千円	千円	ha	ha	ha	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%	円
合 計														

- 注1 貸付期間が異なる場合、別葉とすること。
- 2 事業資金欄の [] には、標準労務費を記入すること。
- 3 市町村の承認通知書の写しを添付すること。

森林組合森林施業受託事業資金利子補給金交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

住 所
名 称
代表者 職 氏 名

下記のとおり、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により、 年度に係る利子補給金の交付を申請します。

記

- 1 利子補給金 金 円也
- 2 事業の目的 森林組合に対し森林施業受託事業資金の貸付けを行い、もって施業受託の推進を図り、林業の振興に資することを目的とする。
- 3 事業内容 別表のとおり

森林組合森林施業受託事業資金利子補給金変更交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

住 所
名 称
代表者 職 氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度新潟県森林組合森林
施業受託事業資金利子補給金について下記のとおり変更して実施したいので、利子補給金
円を 円に変更交付されたく、新潟県補助金等交付規則第3条の規定に
より申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更事業内容 別表のとおり

注 別表は、別記第3号様式の別表に準じて作成すること。

森林組合森林施業受託事業資金実績報告書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

住 所
名 称
代表者 職 氏 名

下記のとおり、新潟県補助金等交付規則第12条の規定により、年度に係る事業実績を報告します。

記

- 1 利子補給金 金 円也
- 2 事業の目的 森林組合に対し森林施業受託事業資金の貸付けを行い、もって施業受託の推進を図り、林業の振興に資することを目的とする。
- 3 事業内容 別表のとおり

注 別表は、別記第3号様式の別表に準じて作成すること。

森林組合森林施業受託事業資金融資変更承認申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

住 所
名 称
代表者 職 氏 名

年 月 日付け 第 号で承認のあった森林組合森林施業受託事業資金について、次の理由により貸付金の額を変更したいので、新潟県森林組合森林施業受託事業資金利子補給金交付要綱第 5 の 2 及び第 10 の規定により申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容 別表のとおり

注 別表は、別記第 2 号様式の別表に準じて作成すること。

第 6 号様式

森林組合森林施業受託事業資金利子補給金概算払申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

住 所
名 称
代表者 職 氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記利子補給金について、金 円を概算払いによって交付されるよう、新潟県森林組合森林施業受託事業資金利子補給金交付要綱第 12 の規定により申請します。

記

添付書類名

融資のための資金調達を確認できる書類